

## 年度末の書類及び自動車税預り金の取扱いについて

日頃は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。さて年度末の3月を迎えるにあたり、標記の件、下記の要領にて運用させていただきます。何卒主旨をご理解の上、ご協力いただきます様お願い申し上げます。

### 記

#### 1. 出品店様へのお願い

※年度末につき、出品の際は、自社名義にてご出品いただきます様よろしくお願い致します。

※自税トラブル防止の為、車検切れ又は車検残り期間が短い車両につきましては抹消にてご出品をいただきます様ご協力お願い致します。

※還付譲渡証の受取りは一切致しません。出品店様にて管理いただきます様よろしくお願い致します。

※3月開催AAにつきましては各会場通常通りの譲渡書類有効期限を必要とします。

#### 2. ナンバー付き車両（軽自動車以外）の自税預り金の取扱いについて

3月の開催は、落札店様より2026年度の自動車税年額（不課税）をお預かり致します。

3月中に移転登録又は抹消登録を完了した場合は、落札店様に全額返金致します。

4月以降に抹消登録を完了した場合、通常通り落札店様に未経過分を返金致します。

ただし、抹消された月の末日までに抹消コピーの提出があった場合に限りです。

	3月中名変	4月以降名変
出品店様支払い	無し	全額
落札店様返金	全額	無し

#### 3. ナンバー付き軽自動車の自税預り金の取扱いについて

3月の開催は、落札店様より2026年度の軽自動車税年額（不課税）をお預かり致します。

3月中に移転登録又は抹消登録を完了した場合は、落札店様に全額返金致します。

	3月中名変	4月2日以降名変、抹消
出品店様支払い	無し	全額
落札店様返金	全額	無し

#### 4. 3月にお預かりする自動車税の消費税の扱いについて

3月に落札店様よりお預かり致します2026年度の自動車税および軽自動車税につきましては、**消費税不課税**として扱います。

名変コピーの提出について

**名変コピーは、3月31日（火）迄に必ず名変センターへ提出してください。**

自動車税預り金が実際の税額と異なる場合は、後日訂正及び請求させていただきますので、予めご了承下さい。

◎お問い合わせは(株)シーエーエー各会場 <書類担当> まで

【中部会場】TEL 0565-29-1100 ② 【岐阜会場】TEL 058-391-0001 ②

【東京会場】TEL 04-7160-6000 ② 【東北会場】TEL 019-672-5100

【名変センター】TEL 0565-47-1161 FAX 0565-71-5255